



愛媛県報

発行 愛媛県

平成24年3月27日火曜日 第2354号外2

◇ 目 次 ◇ 規 則

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則..... 1
 住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則..... 1
 特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則..... 2
 愛媛県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則.....16
 愛媛県県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則.....21
 食品衛生法施行細則の一部を改正する規則.....23
 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に
 関する法律施行細則の一部を改正する規則.....23
 審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関する
 規則の一部を改正する規則.....24
 愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料に関する規則及び愛媛
 県産業技術研究所使用規則の一部を改正する規則.....25
 愛媛県県営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則.....29

告 示

愛媛県情報公開条例第35条第1項の規定による知事が定める法人
 の指定の一部改正.....31

訓 令

副知事の担任意務に関する規程.....32

教育委員会規則

愛媛県総合科学博物館協議会運営規則等の一部を改正する規則.....32

公営企業管理規程

愛媛県立病院料金規程の一部を改正する管理規程.....33
 愛媛県企業職員の給与の特例に関する管理規程の一部を改正する
 管理規程.....34

規 則

○愛媛県規則第8号

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則を次のように定める。

平成24年3月27日

愛媛県知事 中村時広

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則

地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定により、知事の職務を代理する副知事の順序を次のように定める。

第1順位 副知事 上甲啓二

第2順位 副知事 長谷川淳二

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第9号

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年3月27日

愛媛県知事 中村時広

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行細則（平成14年愛媛県規則第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第2（第8条関係）		別表第2（第8条関係）	
1～9 省略		1～9 省略	
10 条例別表 第2 10の 項の規則で 定める事務	(1) 安否の確認を要する県民の氏名、出生の 年月日、男女の別又は住所の確認 (2) 県民の住所地の市町長に対する当該県民 の安否の確認のために必要な当該県民の氏		

名、出生の年月日、男女の別又は住所の情報提供

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第10号

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成10年愛媛県規則第58号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
（書類の様式） 第2条 次の表の左欄に掲げる書類の様式は、同表の右欄に掲げるとおりとする。			（書類の様式） 第2条 次の表の左欄に掲げる書類の様式は、同表の右欄に掲げるとおりとする。		
項	左 欄	右 欄	項	左 欄	右 欄
1	省略		1	省略	
2	法第25条第4項の申請書	定款変更認証申請書（様式第2号）	2	法第13条第2項の届出書	設立登記完了届出書（様式第2号）
3	法第34条第4項の申請書	合併認証申請書（様式第3号）	3	法第25条第4項の申請書	定款変更認証申請書（様式第3号）
4	法第41条第3項（法第64条第7項において準用する場合を含む。）の職員の身分を示す証明書	検査職員の証（様式第4号）	4	法第34条第4項の申請書	合併認証申請書（様式第4号）
5	法第44条第2項の申請書	認定申請書（様式第5号）	5	法第39条第2項において準用する法第13条第2項の届出書	合併登記完了届出書（様式第5号）
6	法第51条第5項において準用する法第44条第2項の申請書	認定有効期間更新申請書（様式第6号）	6	法第41条第3項 の職員の身分を示す証明書	検査職員の証（様式第6号）
7	法第58条第2項において準用する法第44条第2項の申請書	仮認定申請書（様式第7号）			
8	法第63条第5項において準用する法第44条第2項及び法第63条第5項において準用する法第58条第2項において準用する法第44条第2項の申請書	合併認定申請書（様式第8号）			
9	条例第4条第2項の補正書	補正書（様式第9号）			
10	条例第5条の届出書	設立（合併）登記完了届出書（様式第10号）			

11	条例第6条の届出書	役員変更等届出書 (様式第11号)
12	条例第8条の届出書	定款変更届出書(様式第12号)
13	条例第12条の申請書	事業の成功の不能による解散認定申請書 (様式第13号)
14	条例第13条第1項の届出書	解散届出書(様式第14号)
15	条例第13条第2項の届出書	清算人就職届出書 (様式第15号)
16	条例第14条の申請書	残余財産譲渡認証申請書(様式第16号)
17	条例第15条の届出書	清算結了届出書(様式第17号)
18	条例第21条の届出書	代表者氏名変更届出書(様式第18号)

(書類の提出部数)

第3条 条例第2条第5項、第4条第3項(条例第7条第4項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)、第7条第3項、第10条及び第22条第2項の規則で定める部数は、1部とする。

(事業報告書等の閲覧等の場所)

第5条 前条の規定は、条例第11条及び第23条の規則で定める場所について準用する。

(書面の保存等における情報通信の技術を利用する方法)

第6条 条例第25条第2項に規定する書面の作成に代えて行う当該書面に係る電磁的記録の作成は、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。))をもって調製する方法によらなければならない。

第7条 条例第25条第2項に規定する書面の備置きに代えて行う当該書面に係る電磁的記録の備置きは、次に掲げる方法のいずれかによらなければならない。

(1)・(2) 省略

2 省略

第8条 条例第25条第2項に規定する書面の閲覧に代えて行う当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の閲覧は、当該事項を特定非営利活動法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面における表示又は当該事項を記載した書類により行わなければならない。

7	条例第6条の届出書	役員変更等届出書 (様式第7号)
8	条例第8条の届出書	定款変更届出書(様式第8号)
9	条例第12条の申請書	事業の成功の不能による解散認定申請書 (様式第9号)
10	条例第13条第1項の届出書	解散届出書(様式第10号)
11	条例第13条第2項の届出書	清算人就職届出書 (様式第11号)
12	条例第14条の申請書	残余財産譲渡認証申請書(様式第12号)
13	条例第15条の届出書	清算結了届出書(様式第13号)

(書類の提出部数)

第3条 条例第2条第5項、第7条第2項及び第10条

の規則で定める部数は、1部とする。

(事業報告書等及び内閣総理大臣から送付を受けた書類の写しの閲覧場所)

第5条 前条の規定は、条例第11条及び第19条の規則で定める場所について準用する。

(書面の保存等における情報通信の技術を利用する方法)

第6条 条例第20条第2項に規定する書面の作成に代えて行う当該書面に係る電磁的記録の作成は、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。))をもって調製する方法によらなければならない。

第7条 条例第20条第2項に規定する書面の備置きに代えて行う当該書面に係る電磁的記録の備置きは、次に掲げる方法のいずれかによらなければならない。

(1)・(2) 省略

2 省略

第8条 条例第20条第2項に規定する書面の閲覧に代えて行う当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の閲覧は、当該事項を特定非営利活動法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面における表示又は当該事項を記載した書類により行わなければならない。

様式第2号(第2条関係) 設立登記完了届出書

設立登記完了届出書	
年 月 日	
愛媛県知事 様	
特定非営利活動法人の名称	
代表者の氏名	
届出者	主たる事務所の所在地

電話番号

上記の特定非営利活動法人の設立の登記を完了しました。

注 1 「主たる事務所の所在地」の欄は、町（字）名及び番地まで記載すること。

2 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第13条第2項に規定する登記事項証明書を添付すること。

3 特定非営利活動促進法施行条例（平成10年愛媛県条例第35号）第10条の表1の項中欄に掲げる書類それぞれ1通を併せて提出すること。

様式第2号（第2条関係） 定款変更認証申請書

省略

注 1～3 省略

4 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第25条第4項及び特定非営利活動促進法施行条例（平成10年愛媛県条例第35号）第7条第2項に規定する書類を添付すること。この場合において、これらの書類のうち、変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書には、それぞれその副本1通を添えること。

5 省略

様式第3号（第2条関係） 合併認証申請書

省略

注 1・2 省略

3 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第34条第4項及び特定非営利活動促進法施行条例（平成10年愛媛県条例第35号）第7条第2項に規定する書類並びに同法第34条第5項において準用する同法第10条第1項各号に掲げる書類を添付すること。この場合において、これらの書類のうち、同項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類には、それぞれその副本1通を添えること。

様式第3号（第2条関係） 定款変更認証申請書

省略

注 1～3 省略

4 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第25条第4項

に規定する書類を添付すること。この場合において、これらの書類のうち、変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書には、それぞれその副本1通を添えること。

5 省略

様式第4号（第2条関係） 合併認証申請書

省略

注 1・2 省略

3 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第34条第4項

に規定する書類及び同条第5項において準用する同法第10条第1項各号に掲げる書類を添付すること。この場合において、これらの書類のうち、同項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類には、それぞれその副本1通を添えること。

様式第5号（第2条関係） 合併登記完了届出書

合併登記完了届出書

年 月 日

愛媛県知事 様

特定非営利活動法人の名称

届出者 代表者の氏名

主たる事務所の所在地

電話番号

上記の特定非営利活動法人の合併の登記を完了しました。

注 1 「主たる事務所の所在地」の欄は、町（字）名及び番地まで記載すること。

2 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第39条第2項において準用する同法第13条第2項に規定する登記事項証明書を添付すること。

様式第4号(第2条関係) 検査職員証
(表)

省略
上記の者は、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第41条第1項並びに第64条第1項及び第2項の規定による特定非営利活動法人の業務及び財産の状況等の検査をする職員であることを証明する。
省略

(裏)

特定非営利活動促進法(抜粋)
(報告及び検査)
第41条 所轄庁は、特定非営利活動法人(認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人を除く。以下この項及び次項において同じ。)が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
2 所轄庁は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の相当の理由を記載した書面を、あらかじめ、当該特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者(以下この項において「特定非営利活動法人の役員等」という。)に提示させなければならない。この場合において、当該特定非営利活動法人の役員等が当該書面の交付を要求したときは、これを交付させなければならない。
3・4 省略
(報告及び検査)
第64条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人(以下「認定特定非営利活動法人等」という。)が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
2 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、当該都道府県の区域内における業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該都道府県の区域内に所在する当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他

3 特定非営利活動促進法施行条例(平成10年愛媛県条例第35号)第10条の表1の項中欄に掲げる書類それぞれ1通を併せて提出すること。

様式第6号(第2条関係) 検査職員証
(表)

省略
上記の者は、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第41条第1項 _____ の規定による特定非営利活動法人の業務及び財産の状況等の検査をする職員であることを証明する。
省略

(裏)

特定非営利活動促進法(抜粋)
(報告及び検査)
第41条 所轄庁は、特定非営利活動法人 _____
_____ が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
2 所轄庁は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の相当の理由を記載した書面を _____、当該特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者(以下この項において「特定非営利活動法人の役員等」という。)に提示させなければならない。この場合において、当該特定非営利活動法人の役員等が当該書面の交付を要求したときは、これを交付させなければならない。
3・4 省略

の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、前2項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、これらの項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、あらかじめ、当該認定特定非営利活動法人等の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（第5項において「認定特定非営利活動法人等の役員等」という。）に提示させなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、所轄庁又は所轄庁以外の関係知事が第1項又は第2項の規定による検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、前項の規定による書面の提示を要しない。

5 前項の場合において、所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第1項又は第2項の規定による検査を終了するまでの間に、当該検査をする職員に、これらの項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、認定特定非営利活動法人等の役員等に提示させるものとする。

6 第3項又は前項の規定は、第1項又は第2項の規定による検査をする職員が、当該検査により第3項又は前項の規定により理由として提示した事項以外の事項について第1項又は第2項の疑いがあると認められることとなった場合において、当該事項に関し検査を行うことを妨げるものではない。この場合において、第3項又は前項の規定は、当該事項に関する検査については適用しない。

7 第41条第3項及び第4項の規定は、第1項又は第2項の規定による検査について準用する。

様式第11号 省略

様式第12号 省略

様式第13号 省略

様式第14号 省略

様式第15号 省略

様式第16号 省略

様式第17号 省略

様式第7号 省略

様式第8号 省略

様式第9号 省略

様式第10号 省略

様式第11号 省略

様式第12号 省略

様式第13号 省略

様式第4号の次に次の6様式を加える。

様式第5号(第2条関係) 認定申請書

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">認 定 申 請 書</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0;">愛媛県知事 様</p> <p style="margin: 10px 0;">申請者 特定非営利活動法人の名称 代表者の氏名 ⑩ 主たる事務所の所在地 電話番号</p>	
設 立 年 月 日	年 月 日
事 業 年 度	月 日 ~ 月 日
過 去 の 認 定 の 有 無 (有 効 期 間)	有 ・ 無 (年 月 日 ~ 年 月 日)
過 去 の 仮 認 定 の 有 無 (仮 認 定 年 月 日)	有 ・ 無 (年 月 日)
認 定 取 消 し の 有 無 (取 消 年 月 日)	有 ・ 無 (年 月 日)
仮 認 定 取 消 し の 有 無 (取 消 年 月 日)	有 ・ 無 (年 月 日)
法第45条第1項第1号に掲げる 基準のうち適合するもの	同号イ 同号イ(同条第2項) 同号ロ 同号ハ
現に行っている事業の概要	
その他の 事務所	所 在 地
	電 話 番 号
	責 任 者 の 職 氏 名

- 注1 のある欄は、該当する の中にレ印を付すること。
- 2 「主たる事務所の所在地」の欄及び「その他の事務所の所在地」の欄は、町(字)名及び番地まで記載すること。
- 3 「過去の認定の有無(有効期間)」の欄は、直近の認定の有無及び有効期間を記載すること。
- 4 「認定取消しの有無(取消年月日)」の欄及び「仮認定取消しの有無(取消年月日)」の欄は、直近の取消しの有無及び取消年月日を記載すること。
- 5 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記入するか又は別葉に記載して添付すること。
- 6 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第44条第2項に掲げる書類(同法第45条第1項第1号八に掲げる基準に適合する特定非営利活動法人にあっては、同法第44条第2項第1号に掲げる書類を除く。)を添付すること。

様式第 6 号（第 2 条関係） 認定有効期間更新申請書

認定有効期間更新申請書 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</div>	
愛媛県知事 様	申請者 特定非営利活動法人の名称 代表者の氏名 ㊟ 主たる事務所の所在地 電話番号
認定の有効期間	年 月 日 ~ 年 月 日
認定の有効期間の満了日の 6 月前の日	年 月 日
認定の有効期間の満了日の 3 月前の日	年 月 日
事業年度	月 日 ~ 月 日
法第45条第 1 項第 1 号に掲げる基準のうち適合するもの	同号イ 同号イ（同条第 2 項） 同号ロ 同号ハ （該当する の中にレ印を付けてください。）
現に行っている事業の概要	
その他の事務所	所在地
	電話番号
	責任者の職氏名

- 注 1 「主たる事務所の所在地」の欄及び「その他の事務所の所在地」の欄は、町（字）名及び番地まで記載すること。
- 2 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記入するか又は別葉に記載して添付すること。
- 3 特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第44条第 2 項第 2 号及び第 3 号に掲げる書類を添付すること（既に提出している当該書類の内容に変更がない場合を除く。）。

様式第7号(第2条関係) 仮認定申請書

仮 認 定 申 請 書	
年 月 日	
愛媛県知事 様	
申請者	特定非営利活動法人の名称 代表者の氏名 ㊟ 主たる事務所の所在地 電話番号
設 立 年 月 日	年 月 日
事 業 年 度	月 日 ~ 月 日
過 去 の 認 定 の 有 無	有 ・ 無
過 去 の 仮 認 定 の 有 無	有 ・ 無
現に行っている事業の概要	
その他の 事務所	所 在 地
	電 話 番 号
	責 任 者 の 職 氏 名

- 注1 のある欄は、該当する の中にレ印を付すること。
- 2 「主たる事務所の所在地」の欄及び「その他の事務所の所在地」の欄は、町(字)名及び番地まで記載すること。
- 3 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記入するか又は別葉に記載して添付すること。
- 4 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第44条第2項第2号及び第3号に掲げる書類を添付すること。

様式第 8 号 (第 2 条関係) 合併認定申請書

合 併 認 定 申 請 書

年 月 日

愛媛県知事 様

申請者 特定非営利活動法人の名称
 代表者の氏名 ⑩
 主たる事務所の所在地
 電話番号

認定 (仮 認 定) 年 月 日	年 月 日
認定 (仮 認 定) の 有 効 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
事 業 年 度	月 日 ~ 月 日
法第63条第 5 項において準用する 法第45条第 1 項第 1 号に掲げる基 準のうち適合するもの	同号イ 同号イ (同条第 2 項) 同号ロ 同号ハ
合併後存 続する法 人又は合 併によっ て設立す る法人	区 分 認 定 仮 認 定 それ以外
	名 称
	代 表 者 の 氏 名
	主たる事務所の所在地
	電 話 番 号
	現に行っている事業の 概要
合併によ って消滅 する法人	区 分 認 定 仮 認 定 それ以外
	名 称
	代 表 者 の 氏 名
	主たる事務所の所在地
	電 話 番 号
	現に行っている事業の 概要
合併によ って消滅 する法人	区 分 認 定 仮 認 定 それ以外
	名 称
	代 表 者 の 氏 名
	主たる事務所の所在地
	電 話 番 号
	現に行っている事業の 概要

- 注1 不要の文字は、抹消すること。
- 2 のある欄は、該当する の中にレ印を付すること。
- 3 「主たる事務所の所在地」の欄は、町（字）名及び番地まで記載すること。
- 4 「法第63条第5項において準用する法第45条第1項第1号に掲げる基準のうち適合するもの」の欄は、認定特定非営利活動法人が合併をする場合のみ記載すること。
- 5 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記入するか又は別葉に記載して添付すること。
- 6 認定特定非営利活動法人が合併をする場合にあっては特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第63条第5項において準用する同法第44条第2項に掲げる書類（同法第45条第1項第1号八に掲げる基準に適合する特定非営利活動法人にあっては、同法第44条第2項第1号に掲げる書類を除く。）を、仮認定特定非営利活動法人が合併をする場合にあっては同法第63条第5項において準用する同法第58条第2項において準用する同法第44条第2項第2号及び第3号に掲げる書類を添付すること。

様式第9号(第2条関係) 補正書

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">補 正 書</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0;">愛媛県知事 様</p> <p style="margin: 10px 0; text-align: right;"> 申請者 特定非営利活動法人の名称 代表者の氏名 主たる事務所の所在地 電話番号 </p>	
補正する書類の申請日	
補正する書類の種類	
補 正 の 内 容	
補 正 の 理 由	

- 注1 「主たる事務所の所在地」の欄は、町(字)名及び番地まで記載すること。
- 2 「補正する書類の種類」の欄は、申請書の場合にあってはその申請書の名称を、申請書の添付書類の場合にあっては当該申請書及び当該添付書類の名称を記載すること。
- 3 「補正の内容」の欄は、補正前と補正後の記載の違いを明らかにした補正箇所の対照を記載すること。
- 4 補正後の申請書又は申請書の添付書類を添付すること。この場合において、当該添付書類のうち、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類又は同法第25条第4項の規定により添付する変更後の定款、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書並びに同法第26条第2項の規定により添付する同法第10条第1項第2号イの書類には、それぞれその副本1通を添えること。

様式第10号（第2条関係） 設立（合併）登記完了届出書

設立（合併）登記完了届出書

年 月 日

愛媛県知事 様

届出者 特定非営利活動法人の名称
代表者の氏名
主たる事務所の所在地
電話番号

上記の特定非営利活動法人の設立（合併）の登記を完了しました。

- 注1 不要の文字は、抹消すること。
- 2 「主たる事務所の所在地」の欄は、町（字）名及び番地まで記載すること。
- 3 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第13条第2項（同法第39条第2項において準用する場合を含む。）に規定する登記事項証明書及び財産目録を添付すること。
- 4 特定非営利活動促進法施行条例（平成10年愛媛県条例第35号）第10条の表1の項中欄に掲げる書類それぞれ1通を併せて提出すること。

様式第17号の次に次の1様式を加える。

様式第18号（第2条関係） 代表者氏名変更届出書

代表者氏名変更届出書 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</div>	
愛媛県知事 様	届出者 特定非営利活動法人の名称 代表者の氏名 主たる事務所の所在地 電話番号
認定（仮認定）の有効期間	年 月 日 ~ 年 月 日
変更前の代表者の氏名及び住所	
変更後の代表者の氏名及び住所	
異 動 年 月 日	年 月 日

- 注 1 不要の文字は、抹消すること。
- 2 「主たる事務所の所在地」の欄は、町（字）名及び番地まで記載すること。

附 則

この規則は、平成24年 4月 1日から施行する。

○愛媛県規則第11号

愛媛県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

第 1 条 愛媛県公害防止条例施行規則（昭和47年愛媛県規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(ばい煙量等の測定等)</p> <p>第19条 条例第27条の規定によるばい煙量又はばい煙濃度の測定は、<u>条例第14条第1項の排出基準が定められたばい煙を対象とし、次の各号に定めるところによりしなければならない。</u></p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>ばいじんに係るばい煙濃度の測定は、別表第7の備考に掲げる測定法により、2月を超えない作業期間ごとに1回以上(ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出ガス量が毎時4万立方メートル未満のばい煙発生施設に係る測定については、年2回以上(1年間につき継続して休止する期間(前年から引き続き休止し、かつ、その期間のうち前年に属する期間が6月未満である場合は、当該前年に属する期間を含む。))が6月以上のばい煙発生施設に係る測定については、年1回以上)を行うこと。</u></p> <p>(3) <u>有害物質に係るばい煙濃度の測定は、別表第8の備考に掲げる測定法により、2月を超えない作業期間ごとに1回以上(ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出ガス量が毎時4万立方メートル未満のばい煙発生施設に係る測定については、年2回以上(1年間につき継続して休止する期間(前年から引き続き休止し、かつ、その期間のうち前年に属する期間が6月未満である場合は、当該前年に属する期間を含む。))が6月以上のばい煙発生施設に係る測定については、年1回以上)を行うこと。</u></p> <p>2 条例第27条の規定による記録は、ばい煙量等測定記録表(様式第5号)により行ない、3年間保存しなければならない。<u>ただし、計量法(平成4年法律第51号)第107条の登録を受けた者から前項各号の測定に係る測定者の氏名、測定年月日、測定箇所、測定方法及びばい煙濃度の測定結果について証明する旨を記載した同法第110条の2の証明書の交付を受けた場合には、当該証明書をもつて、ばい煙量等測定記録表に代えることができる。</u></p> <p>(排水基準等)</p> <p>第22条 省略</p> <p>2 前項に規定する排水基準は、排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)第2条の規定に基づく環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法を定める等の件(昭和49年9月環境庁告示第</p>	<p>(ばい煙量等の測定等)</p> <p>第19条 条例第27条の規定によるばい煙量又はばい煙濃度の測定は</p> <p>、次の各号に定めるところによりしなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>いおう酸化物に係るばい煙発生施設において使用する燃料のいおう含有率の測定は、別表第6の備考に掲げるいおう含有率の測定法により行なうこと。ただし、当該使用する燃料のいおう含有率が他の方法により確認できるときは、この限りでない。</u></p> <p>(3) <u>ばいじんに係るばい煙濃度の測定は、別表第7の備考に掲げる測定法により、2月をこえない作業期間ごとに1回以上(ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出ガス量が毎時4万立方メートル未満のばい煙発生施設に係る測定については、年2回以上行なう</u></p> <p>こと。</p> <p>(4) <u>有害物質に係るばい煙濃度の測定は、別表第8の備考に掲げる測定法により、2月をこえない作業期間ごとに1回以上行なう</u></p> <p>こと。</p> <p>2 条例第27条の規定による記録は、ばい煙量等測定記録表(様式第5号)により行ない、3年間保存しなければならない。</p> <p>(排水基準等)</p> <p>第22条 省略</p> <p>2 前項に規定する排水基準は、排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)第2条の 環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法を定める等の件(昭和49年9月環境庁告示第</p>

64号)及び日本工業規格(以下「規格」という。)K 010259.1から K 010259.4までに定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

(排出水の汚染状態の測定等)

第27条 条例第44条第1項の規定による排出水の汚染状態の測定は、当該特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項のうち、排水施設設置・使用・変更届出書の別紙4により届け出たものにあつては1年に1回以上、その他のものにあつては必要に応じて、当該排水基準の検定方法により行わなければならない。

2 測定のための試料は、測定しようとする排出水の汚染状態が最も悪いと推定される時期及び時刻に採取しなければならない。

3 条例第44条第1項の規定による記録は、水質測定記録表(様式第8号)により行わなければならない。ただし、計量法第107条の登録を受けた者から水質測定記録表の採水者、分析者及び測定項目の欄に記載すべき事項について証明する旨を記載した同法第110条の2の証明書の交付を受けた場合(同法第107条ただし書に定める者から当該証明書に相当する書面の交付を受けた場合を含む。)にあつては、当該事項の水質測定記録表への記載を省略することができる。

4 前項の測定の結果の記録は、当該測定に伴い作成したチャートその他の資料又は前項ただし書の証明書(計量法第107条ただし書に定める者から交付を受けた当該証明書に相当する書面を含む。)とともに3年間保存しなければならない。

(指定工場におけるばい煙の量の測定等)

第38条 条例第59条の規定によるばい煙の量の測定は、条例第46条第1項の許容基準が定められた硫酸化物に係るばい煙の量について行うものとし、次の表の左欄に掲げる項目をそれぞれ当該右欄に掲げる方法等により測定して算出するものとする。

Table with 1 column and 1 row: 省略

2・3 省略

(騒音の測定器及び測定方法)

第48条 この規則による騒音の測定器は、計量法第16条第1項第2号イの検定に合格した騒音計とし、騒音の測定方法は、規格Z 8731に定める騒音レベル測定法とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和47年1月16日から施行する。

(経過措置)

2 別表第1の1の項に掲げる施設のうち、昭和60年9月10日前に設置の工事に着手したものについては、第10条から第12条までの規定は、当分の間、適用しない。

3 別表第1の1の項に掲げる施設のうち、ガスを専焼させるもの、軽質液体燃料(灯油、軽油又はA重油をいう。以下同じ。)を専焼させるもの並びにガス及び軽質液体燃料を混焼させるものについては、第11条及び第12条の規定は、当分の間、適用しない。

別表第6(第10条、第19条、様式第5号関係)

いおう酸化物の排出基準

Table with 2 columns and 2 rows. Row 1: 1~6 省略. Row 2: 備考 右欄に掲げる数値を適用して算出される第10条第1

64号)及び日本工業規格(以下「規格」という。)K 010259.1又は規格K 010259.2により検定した場合における検出値によるものとする。

(排出水の汚染状態の測定等)

第27条 条例第44条第1項の規定による排出水の汚染状態の測定は、当該特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項について

_____,当該排水基準の検定方法により行わなければならない。

2 条例第44条第1項の規定による記録は、水質測定記録表(様式第8号)により行ない、3年間保存しなければならない。

(指定工場におけるばい煙の量の測定等)

第38条 条例第59条の規定によるばい煙の量の測定は、いおう酸化物_____
物_____に係るばい煙の量について行うものとし、次の表の左欄に掲げる項目をそれぞれ当該右欄に掲げる方法等により測定して算出するものとする。

Table with 1 column and 1 row: 省略

2・3 省略

(騒音の測定器及び測定方法)

第48条 この規則による騒音の測定器は、規格C 1502に定める普通騒音計_____とし、騒音の測定方法は、規格Z 8731に定める騒音レベル測定法とする。

附 則

___ この規則は、昭和47年1月16日から施行する。

別表第6(第10条、第19条_____関係)

いおう酸化物の排出基準

Table with 2 columns and 2 rows. Row 1: 1~6 省略. Row 2: 備考 右欄に掲げる数値を適用して算出される第10条第1

項の硫黄酸化物の量は、次のいずれかの方法により測定して算定される硫黄酸化物

の量として表示されたものとする。

- (1) 規格 K 0103に定める方法により硫黄酸化物濃度を測定し、及び規格 Z 8808に定める方法により排出ガスを測定する方法
- (2) 規格 K 2301、K 2541 1 から K 2541 7 まで又は M 8813に定める方法により燃料の硫黄含有率を測定し、及び規格 Z 8762 1 から Z 8762 4 までに定める方法その他の適当と認められる方法により燃料の使用量を測定する方法

項のいおう酸化物の量は、規格 K 0103に定める方法によりいおう酸化物濃度及び規格 Z 8808に定める方法により排出ガスを測定し、又は規格 K 2541に定める方法により燃料のいおう含有率を測定して算定されるいおう酸化物の量として表示されたものとする。

別表第 8 (第 12 条、第 19 条関係)

有害物質の排出基準

1 ~ 4 省略	
備考	<p>1 第 4 欄に掲げる有害物質の量は、1 の項に掲げるものにあつては規格 K 0106に定める方法により測定される量として、2 の項に掲げるものにあつては規格 K 0105に定める方法により^{あつ}素として測定される量として、3 の項に掲げるものにあつては規格 K 0083に定める方法により鉛として測定される量として、4 の項に掲げるものにあつては規格 K 0108に定める方法により測定される量として、それぞれ表示されたものとし、当該有害物質の量には、すすの掃除を行う場合等においてやむを得ず排出される有害物質（1 時間につき合計 6 分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）は含まれないものとする。</p> <p>2 省略</p>

別表第 8 (第 12 条、第 19 条関係)

有害物質の排出基準

1 ~ 4 省略	
備考	<p>1 第 4 欄に掲げる有害物質の量は、1 の項に掲げるものにあつては、規格 K 0106に定める方法のうちオルトトリジン法又は連続分析法により測定される量として、2 の項に掲げるものにあつては規格 K 0105に定める方法のうち吸光光度法により^{あつ}素として測定される量として、3 の項に掲げるものにあつては規格 K 0097に定める方法により鉛として測定される量として、4 の項に掲げるものにあつては規格 K 0108に定める方法のうちメチレンブルー法により測定される量として、それぞれ表示されたものとし、当該有害物質の量には、すすの掃除を行う場合等においてやむを得ず排出される有害物質（1 時間につき合計 6 分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）は含まれないものとする。</p> <p>2 省略</p>

別表第 11 (第 22 条関係)

健康項目に係る排水基準

1 ~ 8 省略	
備考	<p>1 「検出されないこと」とは、第 22 条第 2 項に定める方法により排水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>2 省略</p>

別表第 11

健康項目に係る排水基準

1 ~ 8 省略	
備考	<p>1 「検出されないこと」とは、第 24 条第 3 項に定める方法により排水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>2 省略</p>

別表第 14 (第 39 条、別表第 15、別表第 16 関係)

特定工場等に係る騒音の規制基準

- 1 省略
- 2 区域の区分とは、騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 3 条第 1 項の規定により知事又は市長が指定した地域について、同法第 4 条第 1 項の規定により定めた規制基準における区域の区分をいう。

別表第 15 (第 43 条関係)

別表第 14 (第 39 条、別表第 15、別表第 16 関係)

特定工場等に係る騒音の規制基準

- 1 省略
- 2 区域の区分とは、騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 3 条第 1 項の規定により知事、中核市の長又は愛媛県事務処理の特例に関する条例（平成 12 年愛媛県条例第 11 号）別表 49 の 2 の右欄に掲げる市の長が指定した地域について、同法第 4 条第 1 項の規定により定めた規制基準における区域の区分をいう。

別表第 15 (第 43 条関係)

特定作業に係る騒音の規制基準

1～4 省略

5 建設作業の騒音が、日曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める日とする。以下同じ。）に行われる建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該建設作業を緊急に行う必要がある場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該建設作業を行う必要がある場合、鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に当該建設作業を日曜日及び休日に行う必要がある場合、電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第1条第2項第1号に規定する変電所の変更の工事として行う建設作業であつて当該建設作業を行う場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ当該建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため特に当該建設作業を日曜日及び休日に行う必要がある場合、道路法第34条の規定に基づき、道路の占用の許可に当該建設作業を日曜日及び休日に行うべき旨の条件を付された場合並びに同法第35条の規定に基づく協議において当該建設作業を日曜日及び休日に行うべきことと同意された場合並びに道路交通法第77条第3項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該建設作業を日曜日及び休日に行うべき旨の条件を付された場合並びに同法第80条第1項の規定に基づく協議において当該建設作業を日曜日及び休日に行うべきこととされた場合における当該建設作業に係る騒音は、この限りでない。

付表

- 1 騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域について、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年11月厚生省建設省告示第1号）別表第1号に基づき、知事又は市長

 _（次号において「知事等」という。）が指定した区域
- 2 騒音規制法第3条第1項の規定により知事等が指定した地域のうち、前号に掲げる区域以外の区域

様式第25号（第49条関係） 愛媛県公害防止条例（昭和44年愛媛県条例第23号）第85条第2項の規定による身分証明書

表 省略
裏

省略
 第92条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。
 (4) 省略
 省略

特定作業に係る騒音の規制基準

1～4 省略

5 建設作業の騒音が、日曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める日とする。以下同じ。）に行われる建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該建設作業を緊急に行う必要がある場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該建設作業を行う必要がある場合、鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に当該建設作業を日曜日及び休日に行う必要がある場合、電気事業法施行規則（昭和40年通商産業省令第51号）第1条第2項第1号に規定する変電所の変更の工事として行う建設作業であつて当該建設作業を行う場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ当該建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため特に当該建設作業を日曜日及び休日に行う必要がある場合、道路法第34条の規定に基づき、道路の占用の許可に当該建設作業を日曜日及び休日に行うべき旨の条件を付された場合並びに同法第35条の規定に基づく協議において当該建設作業を日曜日及び休日に行うべきことと同意された場合並びに道路交通法第77条第3項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該建設作業を日曜日及び休日に行うべき旨の条件を付された場合並びに同法第80条第1項の規定に基づく協議において当該建設作業を日曜日及び休日に行うべきこととされた場合における当該建設作業に係る騒音は、この限りでない。

付表

- 1 騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域について、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年11月厚生省建設省告示第1号）別表第1号に基づき、知事、中核市の長又は愛媛県事務処理の特例に関する条例別表49の2の項右欄に掲げる市の長（次号において「知事等」という。）が指定した区域
- 2 騒音規制法第3条第1項の規定により知事等が指定した地域のうち、前号に掲げる区域以外の区域

様式第25号（第49条関係） 愛媛県公害防止条例（昭和44年愛媛県条例第23号）第85条第2項の規定による身分証明書

表 省略
裏

省略
 第92条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。
 (3) 省略
 省略

第2条 愛媛県公害防止条例施行規則の一部を次のように改正する。
様式第5号を次のように改める

様式第 5 号 (第19条関係) ばい煙量等測定記録表

ばい煙量等測定記録表						
ばい煙発生施設の種類及び工場又は事業場における施設番号 ()						
測定者の氏名 ()						
測定箇所 ()						
ばい煙	測定単位	測定の年月日及び時刻 (開始時刻 ~ 終了時刻)	測定方法	平均	最大	備考
硫黄酸化物	排出ガス量	(Nm ³ /h)				
	硫黄酸化物の濃度	(ppm)				
	硫黄酸化物の量	(Nm ³ /h)				
ばいじん	(g/Nm ³)					
塩素	(mg/Nm ³)					
フッ素、フッ化水素及びフッ化珪素	(mg/Nm ³)					
鉛及びその化合物	(mg/Nm ³)					
硫化水素	(mg/Nm ³)					

- 備考 1 硫黄酸化物の排出ガス量の欄は、乾き排出ガス量を記載すること。
- 2 硫黄酸化物の量の測定について、愛媛県公害防止条例施行規則（昭和47年愛媛県規則第 2 号）別表第 6 備考(2)に掲げる方法で行う場合には、「排出ガス量」及び「硫黄酸化物の濃度」の欄の記載は不要であるが、備考欄に「燃料の硫黄含有率」及び「燃料の使用量」の測定方法及び測定結果を記載すること。
- 3 日本工業規格 K 2301、K 2541 1から K 2541 7まで若しくは M 8813に定める方法により硫黄酸化物に係るばい煙発生施設において使用する燃料の硫黄含有率を測定した場合又は当該硫黄含有率をその他の方法により確認した場合には、硫黄酸化物の備考欄に当該硫黄含有率を重量比（%）又は容量比（%）の別を明らかにして記載すること。

附 則

この規則は、平成24年7月1日から施行する。ただし、第1条中別表第14及び別表第15の改正規定は、同年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第12号

愛媛県県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県県立自然公園条例施行規則（昭和34年愛媛県規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（公園事業の執行の協議又は認可）</p> <p>第3条 条例第10条第2項の協議又は同条第3項の認可は、公園施設ごとに協議し、又は認可を受けるものとする。</p> <p>（公園事業の執行の協議又は認可の申請）</p> <p>第4条 条例第10条第4項の規定による公園事業の執行の協議又は認可の申請は、公園事業執行協議書（認可申請書）（様式第1号）を知事に提出して行うものとする。</p> <p>2・3 省略</p> <p>（変更の協議又は認可を要しない軽微な変更）</p> <p>第5条 省略</p> <p>（公園事業の内容の変更の協議又は認可の申請）</p> <p>第6条 条例第10条第7項の規定による変更の協議又は認可の申請は、公園事業変更協議書（認可申請書）（様式第2号）を知事に提出して行うものとする。</p> <p>2 省略</p> <p>（変更の協議又は認可を要しない軽微な変更の届出）</p> <p>第7条 省略</p> <p>（承継の協議又は承認の申請）</p> <p>第8条 条例第12条第1項の規定による承継の協議をしようとする者又は同項の規定による承認を受けようとする者は、公園事業承継協議書（承認申請書）（様式第4号）を知事に提出するものとする。</p> <p>2 前項の協議書又は申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>3・4 省略</p> <p>（承認の失効の届出）</p> <p>第10条 条例第14条第2項の規定による届出は、公園事業執行認可失効届出書（様式第6号の2）を知事に提出して行うものとする。</p> <p>2 省略</p> <p>（特別地域内における許可又は届出を要しない行為）</p> <p>第17条 条例第21条第9項第4号に規定する知事が定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(16)の13 省略</p> <p>(16)の14 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定に基づき環境大臣が指定する鳥獣保護区（以下「国指定鳥獣保護区」という。）内において、同法第28条の2第3項の規定により知事が環境大臣に協議して</p>	<p>（公園事業の執行の同意又は認可）</p> <p>第3条 条例第10条第2項の同意又は同条第3項の認可は、公園施設ごとに同意を得、又は認可を受けるものとする。</p> <p>（公園事業の執行の同意又は認可の申請）</p> <p>第4条 条例第10条第4項の規定による公園事業の執行の同意又は認可の申請は、公園事業執行同意（認可）申請書（様式第1号）を知事に提出して行うものとする。</p> <p>2・3 省略</p> <p>（変更の同意又は認可を要しない軽微な変更）</p> <p>第5条 省略</p> <p>（公園事業の内容の変更の同意又は認可の申請）</p> <p>第6条 条例第10条第7項の規定による変更の同意又は認可の申請は、公園事業変更同意（認可）申請書（様式第2号）を知事に提出して行うものとする。</p> <p>2 省略</p> <p>（変更の同意又は認可を要しない軽微な変更の届出）</p> <p>第7条 省略</p> <p>（承継の同意又は承認の申請）</p> <p>第8条 条例第12条第1項の規定による承継の同意を得ようとする者又は同項の規定による承認を受けようとする者は、公園事業承継同意（承認）申請書（様式第4号）を知事に提出するものとする。</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>3・4 省略</p> <p>（同意又は認可の失効の届出）</p> <p>第10条 条例第14条第2項の規定による届出は、公園事業執行同意（認可）失効届出書（様式第6号の2）を知事に提出して行うものとする。</p> <p>2 省略</p> <p>（特別地域内における許可又は届出を要しない行為）</p> <p>第17条 条例第21条第9項第4号に規定する知事が定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(16)の13 省略</p> <p>(16)の14 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定に基づき環境大臣が指定する鳥獣保護区（以下「国指定鳥獣保護区」という。）内において、同法第28条の2第3項の規定により知事が環境大臣に協議し、</p>

その同意を得、又は協議した保全事業として木竹を損傷すること。

(16)の15 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区(以下「県指定鳥獣保護区」という。)内において、同法第28条の2第1項の規定により県が行う保全事業又は同条第4項の規定により知事に協議してその同意を得、若しくは協議した保全事業として木竹を損傷すること。

(16)の16～(26)の10 省略

(26)の11 国指定鳥獣保護区内において、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条の2第3項の規定により知事が環境大臣に協議してその同意を得、又は協議した保全事業として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

(26)の12 県指定鳥獣保護区内において、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条の2第1項の規定により県が行う保全事業又は同条第4項の規定により知事に協議してその同意を得、若しくは協議した保全事業として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

(26)の13～(33) 省略

様式第1号(第4条関係) 公園事業執行協議書(認可申請書)

公園事業執行協議書(認可申請書)	
省略	
省略	

注 省略

様式第2号(第6条関係) 公園事業変更協議書(認可申請書)

公園事業変更協議書(認可申請書)	
省略	
公園事業の執行の協議をした(認可を受けた)年月日及び番号	省略
省略	
関係法令による手続の進捗状況	
省略	

注 省略

様式第3号(第7条関係) 公園事業軽微変更届出書

省略	
公園事業の執行の協議をした(認可を受けた)年月日及び番号	省略
省略	

注 省略

様式第4号(第8条関係) 公園事業承継協議書(承認申請書)

公園事業承継協議書(承認申請書)	
省略	
公園事業の執行の協議をした(認可を受けた)年月日及び番号	省略
省略	
関係法令による手続の進捗状況	

その同意を得た_____保全事業として木竹を損傷すること。

(16)の15 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区(以下「県指定鳥獣保護区」という。)内において、同法第28条の2第1項の規定により県が行う保全事業又は同条第4項の規定により知事に協議し、その同意を得た_____保全事業として木竹を損傷すること。

(16)の16～(26)の10 省略

(26)の11 国指定鳥獣保護区内において、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条の2第3項の規定により知事が環境大臣に協議し、その同意を得た_____保全事業として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

(26)の12 県指定鳥獣保護区内において、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条の2第1項の規定により県が行う保全事業又は同条第4項の規定により知事に協議し、その同意を得た_____保全事業として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

(26)の13～(33) 省略

様式第1号(第4条関係) 公園事業執行同意(認可)申請書

公園事業変更同意(認可)申請書	
省略	
省略	

注 省略

様式第2号(第6条関係) 公園事業変更協議書(認可申請書)

公園事業変更協議書(認可申請書)	
省略	
公園事業の執行の同意を得た(認可を受けた)年月日及び番号	省略
省略	
関係法令による手続の進捗状況	
省略	

注 省略

様式第3号(第7条関係) 公園事業軽微変更届出書

省略	
公園事業の執行の同意を得た(認可を受けた)年月日及び番号	省略
省略	

注 省略

様式第4号(第8条関係) 公園事業承継同意(承認)申請書

公園事業承継同意(承認)申請書	
省略	
公園事業の執行の同意を得た(認可を受けた)年月日及び番号	省略
省略	
関係法令による手続の進捗状況	

省略	
----	--

注 省略

様式第6号（第9条関係） 公園事業休止（廃止）届出書

省略	
公園事業の執行の協議をした（認可を受けた）年月日及び番号	省略
省略	
関係法令による手続の進捗状況	
省略	

注 省略

様式第6号の2（第10条関係） 公園事業執行認可失効届出書

—

公園事業執行認可失効届出書	
省略	
公園事業の執行の認可を受けた 年月日及び番号	省略
省略	

注 省略

省略	
----	--

注 省略

様式第6号（第9条関係） 公園事業休止（廃止）届出書

省略	
公園事業の執行の同意を得た（認可を受けた）年月日及び番号	省略
省略	
関係法令による手続の進捗状況	
省略	

注 省略

様式第6号の2（第10条関係） 公園事業執行同意（認可）失効届出書

公園事業執行同意（認可）失効届出書	
省略	
公園事業の執行の同意を得た（認可を受けた）年月日及び番号	省略
省略	

注 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第13号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則（昭和23年愛媛県規則第62号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（食品等検査手数料）</p> <p>第3条 条例別表第6 1の項の右欄の規則で定める金額は、別表のとおりとする。</p> <p>（集団給食関係報告書）</p> <p>第11条 条例第6条の規定による報告は、集団給食関係報告書（様式第6号）によらなければならない。</p>	<p>（食品等検査手数料）</p> <p>第3条 条例別表第5 1の項の右欄の規則で定める金額は、別表のとおりとする。</p> <p>（集団給食関係報告書）</p> <p>第11条 条例第5条の規定による報告は、集団給食関係報告書（様式第6号）によらなければならない。</p>

附 則

この規則は、平成24年 4月 1日から施行する。

○愛媛県規則第14号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（平成18年愛媛県規則第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(保育所型認定こども園認定有効期間更新申請書)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 前項の申請書には、<u>当該保育所が所在する市町における児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第4項に規定する保育の実施に対する需要の状況に照らし当該保育所において同法</u> _____ <u>第39条第1項に規定する幼児以外の満3歳以上の子どもに対する保育を引き続き行うことにより当該幼児の保育に支障が生じるおそれがないことを明らかにした書類を添付しなければならない。</u></p> <p>様式第2号（第4条関係） 保育所型認定こども園認定有効期間更新申請書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px 0;">省略</div> <p>注1・2 省略</p> <p>3 <u>当該保育所が所在する市町における児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第4項</u> _____ <u>に規定する保育の実施に対する需要の状況に照らし当該保育所において同法</u> _____ <u>第39条第1項に規定する幼児以外の満3歳以上の子どもに対する保育を引き続き行うことにより当該幼児の保育に支障が生じるおそれがないことを明らかにした書類を添付すること。</u></p> <p>様式第3号（第5条関係） 認定こども園変更届出書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px 0;">省略</div> <p>注1・2 省略</p> <p>3 次に掲げる書類を添付すること。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 保育所型認定こども園に係る就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第4条第1項第4号に掲げる事項の変更にあつては、<u>当該保育所が所在する市町における児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第4項に規定する保育の実施に対する需要の状況に照らし当該保育所において同法</u> _____ <u>第39条第1項に規定する幼児以外の満3歳以上の子どもに対する保育を引き続き行うことにより当該幼児の保育に支障が生じるおそれがないことを明らかにした書類</u></p>	<p>(保育所型認定こども園認定有効期間更新申請書)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 前項の申請書には、<u>法第3条第1項第2号</u> _____ <u>に規定する保育の実施に対する需要の状況に照らし当該保育所において児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する幼児以外の満3歳以上の子どもに対する保育を引き続き行うことにより当該幼児の保育に支障が生じるおそれがないことを明らかにした書類を添付しなければならない。</u></p> <p>様式第2号（第4条関係） 保育所型認定こども園認定有効期間更新申請書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px 0;">省略</div> <p>注1・2 省略</p> <p>3 <u>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項第2号</u> _____ <u>に規定する保育の実施に対する需要の状況に照らし当該保育所において児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する幼児以外の満3歳以上の子どもに対する保育を引き続き行うことにより当該幼児の保育に支障が生じるおそれがないことを明らかにした書類を添付すること。</u></p> <p>様式第3号（第5条関係） 認定こども園変更届出書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px 0;">省略</div> <p>注1・2 省略</p> <p>3 次に掲げる書類を添付すること。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 保育所型認定こども園に係る就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第4条第1項第4号に掲げる事項の変更にあつては、<u>同法第3条第1項第2号</u> _____ <u>に規定する保育の実施に対する需要の状況に照らし当該保育所において児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する幼児以外の満3歳以上の子どもに対する保育を引き続き行うことにより当該幼児の保育に支障が生じるおそれがないことを明らかにした書類</u></p>

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第15号

審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関する規則の一部を改正する規則

審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関する規則（昭和28年愛媛県規則第62号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表（第2条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p><u>愛媛県障害者施策推進協議会委員</u></p> <p>愛媛県障害者介護給付費等不服審査会委員</p> <p><u>愛媛県障害児通所給付費等不服審査会委員</u></p> <p>省略</p> </div>	<p>別表（第2条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p><u>愛媛県地方障害者施策推進協議会委員</u></p> <p>愛媛県障害者介護給付費等不服審査会委員</p> <p>省略</p> </div>

附 則

この規則は、障害者基本法の一部を改正する法律（平成23年法律第90号）附則第1条第1号の政令で定める日から施行する。ただし、別表の改正規定中愛媛県障害児通所給付費等不服審査会委員に係る部分は、平成24年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第16号

愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料に関する規則及び愛媛県産業技術研究所使用規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成24年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料に関する規則及び愛媛県産業技術研究所使用規則の一部を改正する規則

（愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料に関する規則の一部改正）

第1条 愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料に関する規則（昭和30年愛媛県規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料条例（昭和30年愛媛県条例第26号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料の額を次のとおり定める。						愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料条例（昭和30年愛媛県条例第26号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料の額を次のとおり定める。					
使用料						使用料					
区分	種別	細 別	単 位	金 額	備考	区分	種別	細 別	単 位	金 額	備考
技術 開発 関係	機械金 属用機 器					技術 開発 関係	機械金 属用機 器	<u>1 焼鈍炉</u>	<u>1 時間</u>	<u>1,570円</u>	
		<u>2 横フライス盤</u>	<u>1 時間</u>	<u>1,050円</u>							
		<u>3 省略</u>									
		<u>4 省略</u>									
		<u>5 省略</u>									
		<u>6 ワイヤークット 放電加工機</u>	<u>1 時間</u>	<u>1,470円</u>							
		<u>7 省略</u>									
		<u>8 省略</u>									
		<u>9 省略</u>									
		<u>10 省略</u>									
		<u>11 省略</u>									
		<u>12 省略</u>									

13	省略		
14	省略		
15	省略		
16	省略		
17	省略		
18	省略		
19	省略		
20	省略		
21	省略		
22	省略		
23	省略		
24	省略		
25	省略		
26	省略		
27	省略		
28	省略		
29	省略		
30	省略		
31	省略		
32	省略		
33	省略		
34	省略		
35	省略		
36	省略		
37	省略		
38	省略		
39	省略		
40	省略		
41	省略		
42	省略		
43	省略		
44	省略		
45	熱画像計測装置	1時間	420円
46	3Dスキャナ	1時間	420円

16	真円度測定機	1時間	630円
17	省略		
18	省略		
19	省略		
20	省略		
21	省略		
22	省略		
23	省略		
24	省略		
25	省略		
26	省略		
27	省略		
28	サブマージドア ーク溶接機	1時間	2,830円
29	省略		
30	省略		
31	省略		
32	省略		
33	省略		
34	省略		
35	疲労試験機	1時間	1,150円
36	省略		
37	省略		
38	省略		
39	NCフライス盤	1時間	730円
40	電子ビーム加工 機	1時間	840円
41	省略		
42	省略		
43	省略		
44	省略		
45	省略		
46	炭素硫黄同時分 析装置	1時間	2,520円
47	省略		
48	省略		
49	省略		
50	省略		
51	省略		
52	省略		
53	省略		

電子用 機器	1 ~ 7 省略			
	8 省略			
	9 省略			
	10 省略			
	11 省略			
	12 省略			
	13 省略			
	14 省略			
	15 省略			
	16 省略			
	17 省略			
	18 省略			
	19 省略			
	20 省略			
	21 省略			
	22 省略			
	23 分光放射計	1 時間	420円	
	24 省略			
	25 省略			
	26 省略			
	27 省略			
	28 省略			
	29 省略			
30 省略				
31 省略				
32 省略				
33 省略				
34 省略				
35 省略				
36 省略				
37 電力充放電シス テム	1 時間	1,050円		
化学用 機器	1 ~ 37 省略			
	38 ガスクロマトグ ラフ飛行時間質量 分析計	1 時間	630円	
	39 液体窒素製造装 置	1 時間	420円	
	40 全有機炭素計	1 時間	520円	
	41 M A L D I 飛行 時間質量分析計	1 時間	630円	
	42 G P C システム	1 時間	730円	

電子用 機器	1 ~ 7 省略				
	8 ガウスメーター	1 時間	520円		
	9 省略				
	10 省略				
	11 省略				
	12 省略				
	13 省略				
	14 省略				
	15 省略				
	16 省略				
	17 省略				
	18 省略				
	19 省略				
	20 省略				
	21 省略				
	22 省略				
	23 省略				
	24 分光放射計	1 時間	630円		
	25 精密切断機	1 時間	520円		
	26 省略				
	27 省略				
	28 省略				
	29 省略				
	30 省略				
	31 省略				
	32 省略				
	33 省略				
	34 省略				
	35 省略				
	36 省略				
	37 省略				
	38 省略				
	化学用 機器	1 ~ 37 省略			

食品 産業 関係	食品加 工用機 器	1～3 省略			
		4 テクスチュロメ ーター	1時間	630円	
		5～61 省略			
		62 味認識装置	1時間	2,100円	
		63 スプレードライ ヤ	1時間	520円	
		64 真空式ドラムド ライヤ	1時間	1,050円	
窯業 関係	窯業用 機器	1～33 省略			
		34 セラミック円筒 研削盤	1時間	520円	
		35 超純水製造装置	1時間	420円	
省略					
紙産 業関 係	物理試 験用機 器	1～33 省略			
		34 自動化表面試験 機	1時間	420円	
	化学試 験用機 器	1～29 省略			
		30 省略			
		31 省略			
		32 省略			
		33 省略			
		34 省略			
		35 省略			
		36 液体窒素製造装 置	1時間	420円	
省略					

食品 産業 関係	食品加 工用機 器	1～3 省略			
		4 テクスチュロメ ーター	1時間	2,620円	
		5～61 省略			
窯業 関係	窯業用 機器	1～33 省略			
省略					
紙産 業関 係	物理試 験用機 器	1～33 省略			
	化学試 験用機 器	1～29 省略			
		30 プラズマ発光分 光分析装置	1時間	1,570円	
		31 省略			
		32 省略			
		33 省略			
		34 省略			
		35 省略			
		36 省略			
省略					
建設 関係	土木用 機器	1 電動式自動ふる い装置	1時間	420円	
		2 モルタルミキサ 二	1時間	420円	
		3 傾胴型試験用ミ キサー	1時間	420円	
		4 コンクリート圧 縮試験機	1時間	630円	
		5 試料切断機	1時間	520円	
		6 供試体研磨機	1時間	520円	
		7 土の一軸圧縮試 験機	1時間	420円	
		8 土の変水位透水 試験機	1時間	520円	

9	土の自動突き固め装置	1時間	520円	
10	土のC B R試験機	1時間	520円	
11	土の定水位透水試験機	1時間	420円	
12	土の液性限界試験機	1時間	420円	

注 省略

手数料

区分	種別	細 別	単位	金 額		
				A	B	C
				円	円	円
技術 開発 関係	試験	1 金属類に関する試験 (1)~(3) 省略				
		2~8 省略				
	省略					
省略						

注 省略

注 省略

手数料

区分	種別	細 別	単位	金 額		
				A	B	C
				円	円	円
技術 開発 関係	試験	1 金属類に関する試験 (1)~(3) 省略 (4) 疲労及び応力腐食	1件	18,370	12,910	5,460
		2~8 省略				
	省略					
省略						

注 省略

(愛媛県産業技術研究所使用規則の一部改正)

第2条 愛媛県産業技術研究所使用規則(平成15年愛媛県規則第33号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第3(第4条、第5条関係)		別表第3(第4条、第5条関係)	
区 分	種 別	区 分	種 別
省略		省略 建設関係	<u>土木用機器</u>

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第17号

愛媛県営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年3月27日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県営住宅管理条例施行規則(昭和35年愛媛県規則第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(単身入居の資格)</p> <p>第 1 条の 2 条例第 5 条の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、<u>身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</u></p> <p>(1) 60歳以上の者</p> <p>(2) <u>障害者基本法（昭和45年法律第84号）第 2 条第 1 号に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる障害の種類に応じ、それぞれ次に定める程度であるもの</u></p> <p>ア <u>身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第 5 号の 1 級から 4 級までのいずれかに該当する程度</u></p> <p>イ <u>精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第 6 条第 3 項に規定する 1 級から 3 級までのいずれかに該当する程度</u></p> <p>ウ <u>知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度</u></p> <p>(3) <u>戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第 2 条第 1 項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第 1 号表ノ 2 の特別項症から第 6 項症まで又は同法別表第 1 号表ノ 3 の第 1 款症であるもの</u></p> <p>(4) <u>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117号）第11条第 1 項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者</u></p> <p>(5) <u>生活保護法（昭和25年法律第144号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 1 項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第 4 条第 1 項に規定する支援給付を含む。）を受けている者</u></p> <p>(6) <u>海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して 5 年を経過していないもの</u></p> <p>(7) <u>ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第 2 条に規定するハンセン病療養所入所者等</u></p> <p>(8) <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。）第 1 条第 2 項に規定する被害者で次のいずれかに該当するもの</u></p> <p>ア <u>配偶者暴力防止等法第 3 条第 3 項第 3 号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第 5 条の規定による保護が終了した日から起算して 5 年を経過していない者</u></p> <p>イ <u>配偶者暴力防止等法第10条第 1 項の規定により裁判所がした命令の申立てを行つた者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5 年を経過していないもの</u></p> <p>2 知事は、入居の申込みをした者が前項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることがある。</p>	<p>(単身入居の資格)</p> <p>第 1 条の 2 条例第 5 条に規定する知事が一般県営住宅の管理上適当と認めるものは、<u>身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者とする。</u></p>

3 知事は、入居の申込みをした者が第1項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、市町に意見を求めることがある。

(一般県営住宅の同居承認等)

第11条の2 省略

2 省略

3 条例第17条第9項の規則で定める者は、次に掲げる者以外の者とする。

(1) 配偶者(事実上婚姻の關係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)

(2) 第1条の2第1項第1号又は第2号に該当する者

(3) 前2号に掲げる者のほか、特に居住の安定を図る必要があると認められる者

4 省略

(準用)

第12条の5 第2条から第4条まで、第6条及び第9条から第12条までの規定は、特定公共賃貸住宅の管理について準用する。この場合において、第2条中「条例第6条」とあるのは「条例第23条の16において準用する条例第6条」と、第3条第1項中「条例第7条第2項」とあるのは「条例第23条の13第1項」と、第4条及び第6条第1項中「条例第8条第1項第1号」とあるのは「条例第23条の16において準用する条例第8条第1項第1号」と、第9条中「条例第10条」とあるのは「条例第23条の16において準用する条例第10条」と、第11条第1項中「条例第17条第5項ただし書」とあるのは「条例第23条の16において準用する条例第17条第5項ただし書」と、第11条の2第1項中「条例第17条第6項」とあるのは「条例第23条の16において準用する条例第17条第6項」と、同条第2項中「条例第17条第8項」とあるのは「条例第23条の16において準用する条例第17条第8項」と、同条第3項中「条例第17条第9項」とあるのは「条例第23条の16において準用する条例第17条第9項」と、同条第4項中「条例第8条」とあるのは「条例第23条の16において準用する条例第8条」と、「第3条第2項」とあるのは「第12条の5において準用する第3条第2項」と、「条例第17条第8項」とあるのは「条例第23条の16において準用する条例第17条第8項」と、第12条中「条例第22条」とあるのは「条例第23条の16において準用する条例第22条」と読み替えるものとする。

(一般県営住宅の同居承認等)

第11条の2 省略

2 省略

3 省略

(準用)

第12条の5 第2条から第4条まで、第6条及び第9条から第12条までの規定は、特定公共賃貸住宅の管理について準用する。この場合において、第2条中「条例第6条」とあるのは「条例第23条の16において準用する条例第6条」と、第3条第1項中「条例第7条第2項」とあるのは「条例第23条の13第1項」と、第4条及び第6条第1項中「条例第8条第1項第1号」とあるのは「条例第23条の16において準用する条例第8条第1項第1号」と、第9条中「条例第10条」とあるのは「条例第23条の16において準用する条例第10条」と、第11条第1項中「条例第17条第5項ただし書」とあるのは「条例第23条の16において準用する条例第17条第5項ただし書」と、第11条の2第1項中「条例第17条第6項」とあるのは「条例第23条の16において準用する条例第17条第6項」と、同条第2項中「条例第17条第8項」とあるのは「条例第23条の16において準用する条例第17条第8項」と、同条第3項中「条例第8条」とあるのは「条例第23条の16において準用する条例第8条」と、「第3条第2項」とあるのは「第12条の5において準用する第3条第2項」と、「条例第17条第8項」とあるのは「条例第23条の16において準用する条例第17条第8項」と、第12条中「条例第22条」とあるのは「条例第23条の16において準用する条例第22条」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
2 この規則の施行の日前に56歳以上である者の一般県営住宅の単身入居の資格については、改正後の愛媛県営住宅管理条例施行規則第1条の2第1項第1号中「60歳」とあるのは、「56歳」とする。

告 示

○愛媛県告示第455号

愛媛県情報公開条例第35条第1項の規定による知事が定める法人の指定(平成13年12月愛媛県告示第2012号)の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月27日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(1) 省略	(1) <u>愛媛県住宅供給公社</u>
(2) 省略	(2) <u>愛媛県土地開発公社</u>
(3) 省略	(3) 省略
(4) 省略	(4) 省略
(5) 省略	(5) 省略
(6) 省略	(6) 省略
(7) 省略	(7) 省略
(8) 省略	(8) 省略
(9) 省略	(9) 省略
(10) 省略	(10) 省略
(11) 省略	(11) 省略
(12) 省略	(12) 省略
(13) 省略	(13) 省略
(14) 省略	(14) 省略
(15) 省略	(15) 省略

訓 令

○愛媛県訓令第1号

庁 中 一 般

副知事の担当事務に関する規程を次のように定める。

平成24年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

副知事の担当事務に関する規程

1 副知事の担当事務は、次のとおりとする。

(1) 共管事務

ア 総務部及び企画振興部の所掌事務に関すること。

イ 異例又は重要と認められる事務に関すること。

(2) 副知事 上甲啓二

ア 県民環境部防災局、経済労働部、農林水産部及び土木部の所掌事務に関すること。

イ 議会及び公安委員会との連絡調整に関すること。

(3) 副知事 長谷川淳二

ア 県民環境部管理局及び環境局、保健福祉部並びに出納局の所掌事務並びに公営企業管理局の事務に関すること。

イ 人事委員会、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会及び労働委員会との連絡調整に関すること。

2 前項の規定にかかわらず、知事の特命に係る事項の担任については、別に定める。

附 則

この訓令は、平成24年 4月 1日から施行する。

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第1号

愛媛県総合科学博物館協議会運営規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年 3月27日

愛媛県教育委員会

委員長 松 岡 義 勝

愛媛県総合科学博物館協議会運営規則等の一部を改正する規則

(愛媛県総合科学博物館協議会運営規則の一部改正)

第1条 愛媛県総合科学博物館協議会運営規則(平成12年愛媛県教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、愛媛県博物館協議会設置条例(平成12年愛媛県条例第31号)第5条の規定に基づき、愛媛県総合科学博物館協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、愛媛県博物館協議会設置条例(平成12年愛媛県条例第31号)第4条の規定に基づき、愛媛県総合科学博物館協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

(愛媛県歴史文化博物館協議会運営規則の一部改正)

第2条 愛媛県歴史文化博物館協議会運営規則(平成12年愛媛県教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、愛媛県博物館協議会設置条例(平成12年愛媛県条例第31号)第5条の規定に基づき、愛媛県歴史文化博物館協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、愛媛県博物館協議会設置条例(平成12年愛媛県条例第31号)第4条の規定に基づき、愛媛県歴史文化博物館協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

(愛媛県美術館協議会運営規則の一部改正)

第3条 愛媛県美術館協議会運営規則(平成12年愛媛県教育委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、愛媛県博物館協議会設置条例(平成12年愛媛県条例第31号)第5条の規定に基づき、愛媛県美術館協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、愛媛県博物館協議会設置条例(平成12年愛媛県条例第31号)第4条の規定に基づき、愛媛県美術館協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第2号

愛媛県立病院料金規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成24年3月27日

愛媛県公営企業管理者 三 好 大三郎

愛媛県立病院料金規程の一部を改正する管理規程

愛媛県立病院料金規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第1条 愛媛県公営企業の設置等に関する条例(昭和41年愛媛県条例第37号。以下「条例」という。)第7条第1項第2号に規定する健康保険法(大正11年法律第70号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)又は介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による療養の給付又は指定居宅サービスに要する費用の額の算定方法により算定した額は診療報酬の算定方法(平成20年3月厚生労働省告示第59号)別表第1医科診療報酬点</p>	<p>第1条 愛媛県公営企業の設置等に関する条例(昭和41年愛媛県条例第37号。以下「条例」という。)第6条第1項第2号に規定する健康保険法(大正11年法律第70号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)又は介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による療養の給付又は指定居宅サービスに要する費用の額の算定方法により算定した額は診療報酬の算定方法(平成20年3月厚生労働省告示第59号)別表第1医科診療報酬点</p>

数表及び別表第2 歯科診療報酬点数表又は指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月厚生省告示第19号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表により算定した額とし、同号に規定する健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定方法により算定した額は入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年3月厚生労働省告示第99号）により算定した額とする。ただし、療養の給付、指定居宅サービスその他これらに類するもの（以下「療養等」という。）の全部又は一部に消費税及び地方消費税が課税される場合にあつては、本文の規定により算定した額に、その額のうち消費税及び地方消費税が課税される療養等に要する費用の額に相当する額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

第2条 条例第7条第1項第2号の規定により管理者が定める病院の料金の額は、別表第1から別表第4までのとおりとする。

数表及び別表第2 歯科診療報酬点数表又は指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月厚生省告示第19号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表により算定した額とし、同号に規定する健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定方法により算定した額は入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年3月厚生労働省告示第99号）により算定した額とする。ただし、療養の給付、指定居宅サービスその他これらに類するもの（以下「療養等」という。）の全部又は一部に消費税及び地方消費税が課税される場合にあつては、本文の規定により算定した額に、その額のうち消費税及び地方消費税が課税される療養等に要する費用の額に相当する額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

第2条 条例第6条第1項第2号の規定により管理者が定める病院の料金の額は、別表第1から別表第4までのとおりとする。

附 則

この管理規程は、平成24年4月1日から施行する。

○愛媛県公営企業管理規程第3号

愛媛県企業職員の給与の特例に関する管理規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成24年3月27日

愛媛県公営企業管理者 三 好 大三郎

愛媛県企業職員の給与の特例に関する管理規程の一部を改正する管理規程

愛媛県企業職員の給与の特例に関する管理規程（平成18年愛媛県公営企業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 (この管理規程の失効) 2 この管理規程は、 <u>平成25年3月31日</u> 限り、その効力を失う。	附 則 (この管理規程の失効) 2 この管理規程は、 <u>平成24年3月31日</u> 限り、その効力を失う。

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。